

議案第 1 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

戸籍法の改正を踏まえて地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、手数料の新設を行うほか所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 法律の規定により無料で戸籍に関する事項の証明を請求することができる者が、<u>当該戸籍に関する事項の証明</u>を請求したとき。</p> <p>(4) 条例で定めるところにより無料で戸籍に関する事項の証明を行うことができることを規定する法律の規定(規則で定めるものに限る。)に基づき、<u>当該戸籍に関する事項の証明</u>の請求があったとき。</p> <p>(5) 前号の規定により<u>戸籍に関する事項の証明</u>を請求できる者が、住民票記載事項証明を請求したとき。</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p>	<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 法律の規定により無料で戸籍に関する事項の証明を請求することができる者が、<u>戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明</u>を請求したとき。</p> <p>(4) 条例で定めるところにより無料で戸籍に関する事項の証明を行うことができることを規定する法律の規定(規則で定めるものに限る。)に基づき、<u>戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明</u>の請求があったとき。</p> <p>(5) 前号の規定により<u>戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明</u>を請求できる者が、住民票記載事項証明を請求したとき。</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p>

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(14)まで (略)	(略)	(略)
(15) <u>戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。)</u> をもって、調製	<u>戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の記録事項証明書</u> の交付手数料	1件 450円

<u>された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>		
(16) <u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	<u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の記録事項証明書の交付手数料</u>	1件 750円
(17) <u>戸籍に記載した事項に関する証明</u>	<u>戸籍記載事項に関する証明手数料</u>	証明事項1件につき 350円
(18) <u>除かれた戸籍に記載した事項に関する証明</u>	<u>除かれた戸籍記載事項に関する証明手数料</u>	1件 450円
(19)から(21)まで (略)	(略)	(略)
(22) <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</u>	<u>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料</u>	1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1,400円
(23) <u>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧</u>	<u>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧手数料</u>	書類1件につき 350円
(24)から(133)まで (略)	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(14)まで（略）	（略）	（略）
(15) <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項, 第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項, 第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</u>	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円
(16) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項, 第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</u>	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料	1通につき 750円
(17) <u>戸籍法第10条第1項, 第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u>	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 350円
(18) <u>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u>	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 450円
(19) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によ</u>	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

<p>り行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>(20) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
<p>(21)から(23)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(24) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく</p>	<p>1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400円)</p>

	<u>届書等情報の内容の 証明書の交付手数料</u>	
<u>(25) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u>	<u>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</u>	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</u>
<u>(26)から(135)まで (略)</u>	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第2号

5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6請負契約の締結について

5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の対象 5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6

2 契約金額 金263,450,000円

3 契約の相手方 常総・大竹特定建設工事共同企業体

代表構成員 茨城県神栖市賀2108番地8
常総開発工業株式会社
代表取締役 石津 正美

構成員 茨城県取手市小文間5584番地
大竹建設株式会社
代表取締役 大竹 光

4 契約方法 一般競争入札

令和6年2月15日提出

取手市長 中村 修

契約についての説明資料

- 1 工事名称 5社総交公区第1－8号駅前交通広場整備工事その6
- 2 工事場所 取手市中央町、新町二丁目地内
- 3 工事概要 取手駅北土地区画整理事業の駅前交通広場において、供用開始を目的とした舗装工事や道路附属施設工事を行うものです。あわせて、ペDESTリアンデッキ延伸部のシェルター設置や新設階段の意匠工事を行います。

【駅前交通広場内】

車道舗装（半たわみ性セメントミルク）	2, 930 m ²		
歩道舗装（透水性平板ブロック）	2, 035 m ²		
歩道舗装（透水性誘導ブロック）	149 m ²		
横断防止柵 68 m		サポート柵	73 m
照明灯 19基		総合サイン	1式
植栽 199 m ²		道路標識	33か所
区画線	1式		

【ペDESTリアンデッキ】

シェルター	9 m	高欄	6 m
桁カバー	1式	喫煙所	1か所

【階段2か所】

床タイル	144 m ²	高欄	50 m
居室整備	1か所		

- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和6年3月29日

- 5 入札参加業者（3業者）

常総・大竹特定建設工事共同企業体
オカベ・上田特定建設工事共同企業体
株木・赤塚特定建設工事共同企業体

入札調書

(単位：円)

件名	5社総交公区第1-8号駅前交通広場整備工事その6		
履行場所	取手市中央町、新町二丁目地内	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所財政部管財課内	入札日時	令和6年1月26日 午前9時
予定価格	¥267,520,000	入札書比較価格	¥243,200,000
最低制限価格	¥243,716,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥221,560,000
入札者		入札第1回	
常総・大竹特定建設工事共同企業体		¥239,500,000	落札
オカベ・上田特定建設工事共同企業体		¥241,000,000	
株木・赤塚特定建設工事共同企業体		¥243,000,000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥263,450,000円	請負者 氏名	常総・大竹特定建設工事共同 企業体
仮契約 年月日	令和6年1月30日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和6年3月29日







施工箇所図

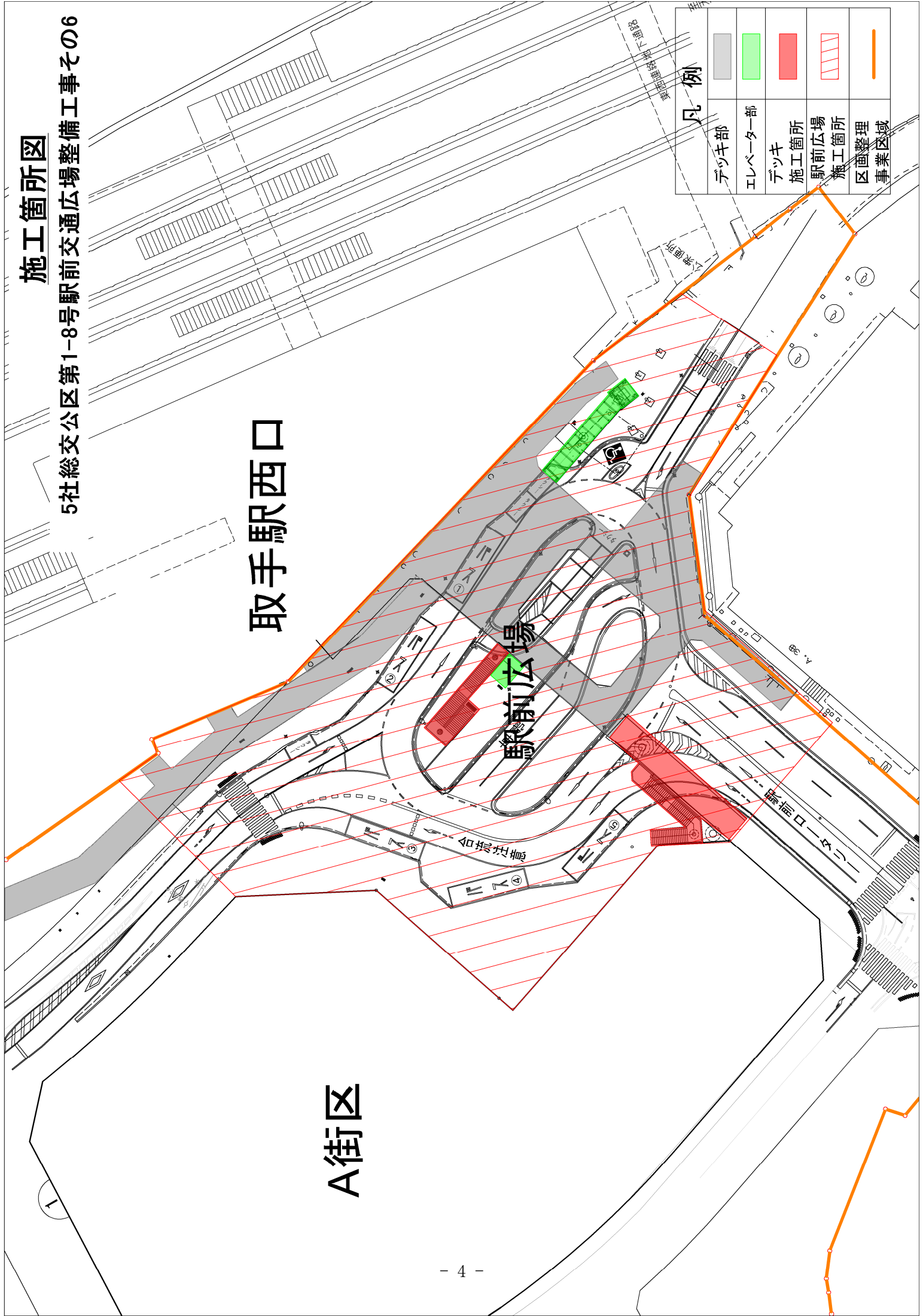
5社総交公区第1-8号駅前交通広場整備工事その6

取手駅西口

駅前広場

A街区

凡例	
	デッキ部
	エレベーター部
	デッキ
	施工箇所
	駅前広場 施工箇所
	区画整理 事業区域



同意案第1号

取手市監査委員の選任に関する同意について

取手市監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏名 金澤克仁

生年月日 昭和50年5月30日

住所 取手市東六丁目66番32号

令和6年2月15日提出

取手市長 中村修

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 金 澤 克 仁 (かなざわ かつひと)
生年月日 昭和50年5月30日 (48歳)
住 所 取手市東六丁目66番32号

学 歴

平成10年 3月 獨協大学経済学部卒業

職 歴

平成10年 4月 衆議院議員秘書 (平成19年7月まで)
平成20年 2月 取手市議会議員 (平成28年2月まで)
平成28年 4月 参議院議員秘書 (平成28年12月まで)
平成29年 1月 運送会社勤務 (平成29年12月まで)
平成30年 1月 衆議院議員秘書 (平成30年12月まで)
平成31年 4月 取手市議会議員 現在に至る